

廃棄物自主管理の手引き (概要版)

目 次

1	事業の概要	P 1
2	対象事業者	P 1
3	提出書類作成の手順	P 2
4	提出書類	P 3
5	注意事項	P 6
6	提出期限	P 8
7	提出先	P 9
8	提出方法	P 9
9	令和8年度様式と記載内容の説明	P 10
	(1) 様式 1 廃棄物自主管理計画（状況）報告書について	P 10
	(2) 様式 3 (5)	P 11
	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画実施状況報告書について	
	(3) 様式 2 (4) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書について	P 14
10	よくある誤り	P 15

神奈川県
横浜市
川崎市
相模原市
横須賀市

令和8年4月

1 事業の概要

「廃棄物処理法」では、前年度の産業廃棄物発生量が 1,000 トン（特別管理産業廃棄物にあつては、発生量が 50 トン）以上である事業場を設置している事業者（以下「法定多量排出事業者」といいます。）に、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「処理計画」といいます。）及び処理計画に対する実施状況の報告（以下「実施状況報告」といいます。）の作成が義務付けられています。

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市では、より多くの事業者の皆様に、環境に配慮した事業活動を行っていただけるよう**廃棄物自主管理事業**を協働して進めています。

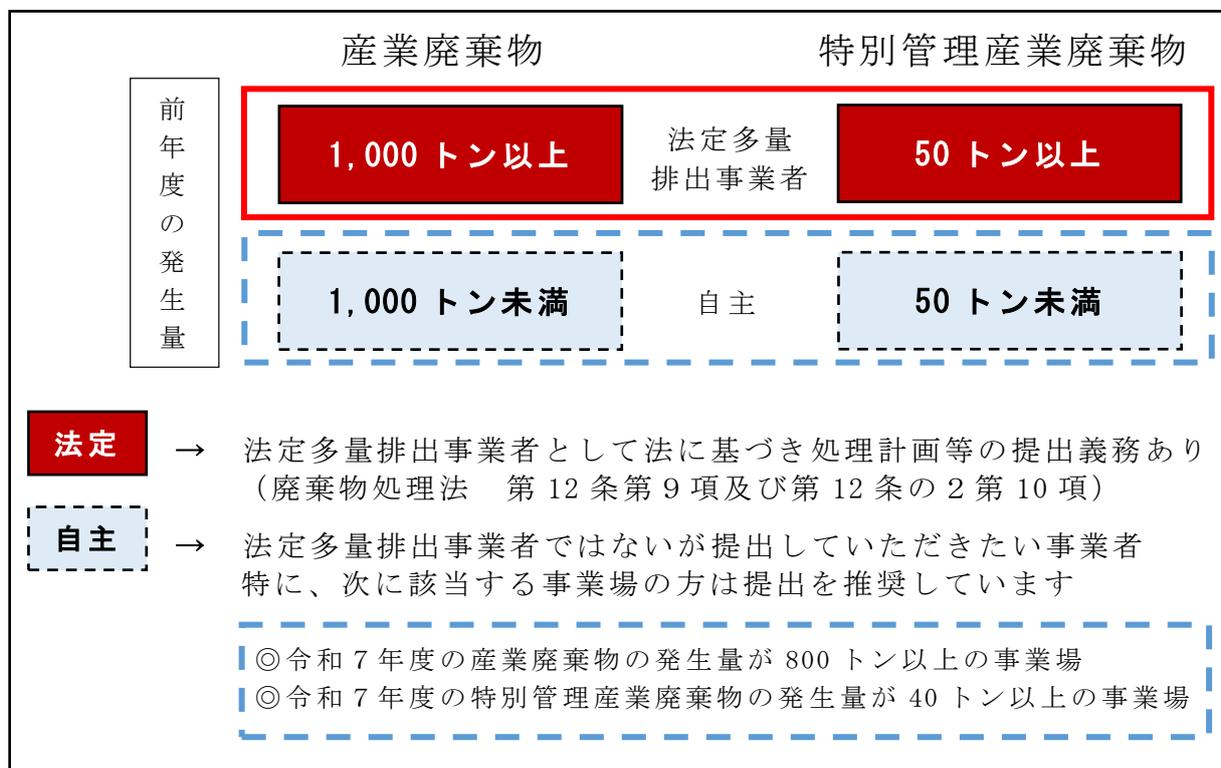
廃棄物自主管理事業は、法定多量排出事業者と同様の処理計画及び実施状況報告を作成いただくことにより、法定多量排出事業者以外の事業者の方にも参加をお願いしている事業です。また、作成書類については、廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化及び適正処理の推進を意図した本事業独自の様式をご用意しています。

提出いただいたデータは、県内全体で集計・分析し、取組状況の推移や業種別平均との比較、さらには参考となる取組事例を提供することなどにより、事業者の自主的な取組を支援していきます。

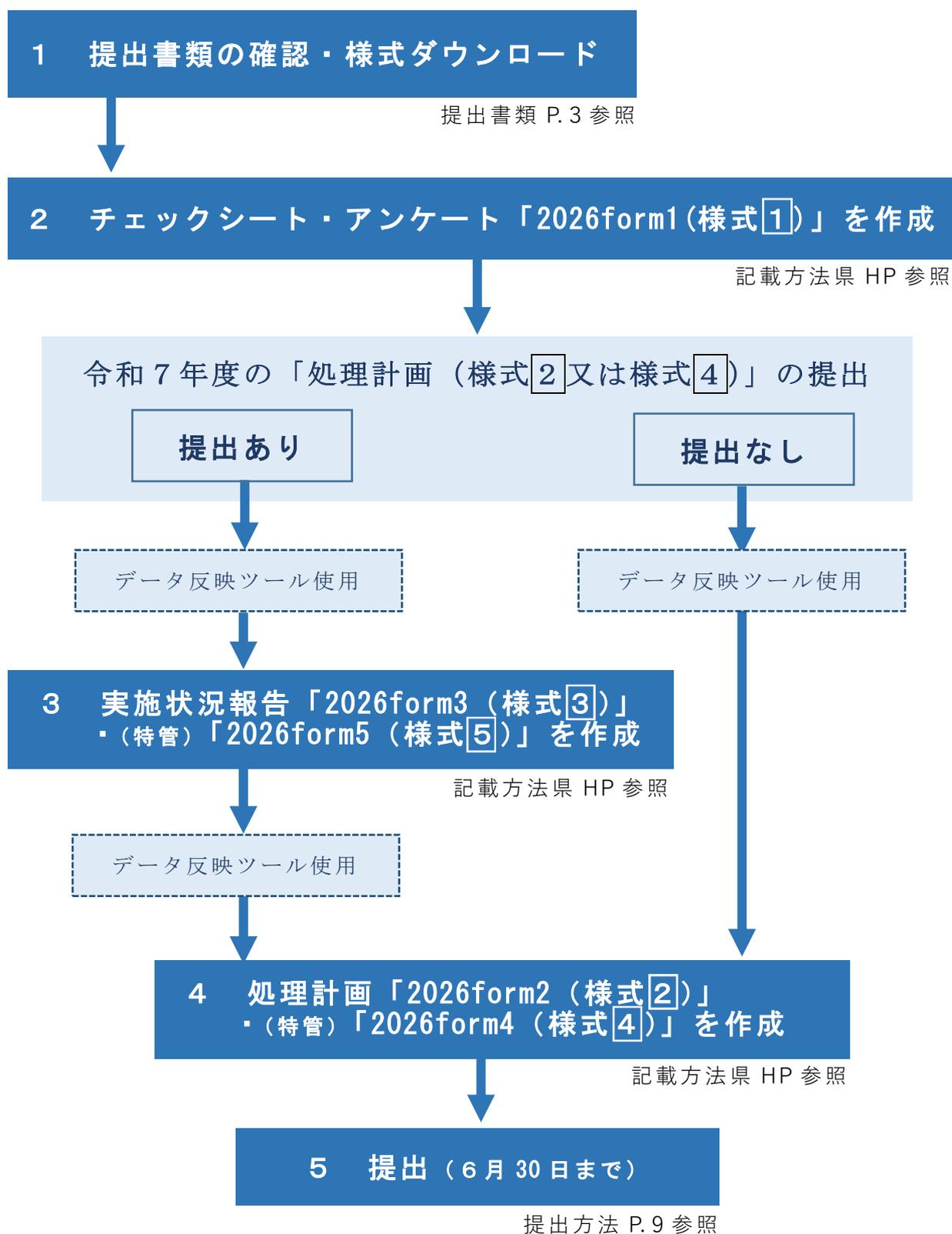
2 対象事業者

廃棄物自主管理事業で対象としている事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場を県内に設置しているすべての事業者です。

法では、一定量以上の廃棄物を排出している事業者に対し提出義務を課しているところですが、神奈川県では法の対象事業者以外の事業者に対しても提出を呼びかけています。



3 提出書類作成の手順



4 提出書類

提出にあたっては、次の様式（法定・自主共通）を用いてください。

様式一覧

	様式名称	法的根拠等
1	2026form1.xlsx 様式 1 廃棄物自主管理計画(状況)報告書 (チェックシート・アンケート)	—
1-2	2026form1_2.xlsx 法定事項等の確認項目 【提出不要】	—
2	2026form2.xlsx 様式 2 産業廃棄物処理計画書 様式 2-1 同 別紙一括表 様式 2-2 同 別紙処理フロー	産業廃棄物処理計画関連 (法第12条第9項、規則第8条の4の5)
3	2026form3.xlsx 様式 3 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 様式 3-1 同 別紙一括表 様式 3-2 同 別紙処理フロー	産業廃棄物処理計画実施状況報告関連 (法第12条第10項、規則第8条の4の6)
4	2026form4.xlsx 様式 4 特別管理産業廃棄物処理計画書 様式 4-1 同 別紙一括表 様式 4-2 同 別紙処理フロー	特別管理産業廃棄物処理計画関連 (法第12条の2第10項、規則第8条の17の2)
5	2026form5.xlsx 様式 5 特別管理産業廃棄物処理計画 実施状況報告書 様式 5-1 同 別紙一括表 様式 5-2 同 別紙処理フロー	特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告関連 (法第12条の2第11項、規則第8条の17の3)
6	2026form6.xlsm データ反映・印刷ツール 【提出不要】	—

法 … 廃棄物処理法
規則… 廃棄物処理法施行規則

神奈川県ホームページ「廃棄物自主管理事業」から様式をダウンロードしてください。（各様式の記載例も掲載しています。）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/f94/>



<注意>

「データ反映ツール」を使用する場合、ダウンロードした様式1から5（「2026form1.xlsx」から「2026form5.xlsx」）及びデータ反映・印刷ツール（「2026form6.xlsm」）を同じフォルダ内において作業します。
また、このツールを使用する際は、ファイル名を変更しないでください。

【提出書類の区分について】

廃棄物の発生量の増減により、提出書類ごとに「法定」「自主」を判別する必要があります。

処理計画については、令和7年度の産業廃棄物発生量が1,000トン（特別管理産業廃棄物にあつては、発生量が50トン）以上の場合「法定」、下回る場合「自主」の区分としてください。

実施状況報告については、令和6年度の産業廃棄物発生量が1,000トン（特別管理産業廃棄物にあつては、発生量が50トン）以上の場合「法定」、下回る場合「自主」の区分としてください。

したがって、「法定」の処理計画を提出した翌年度には、それに対して「法定」の実施状況報告を提出し、「自主」の処理計画を提出した翌年度には、それに対して「自主」の実施状況報告を提出する流れとなります。

令和7年度に提出した 様式 2 処理計画の区分 (令和6年度実績値で判別)	令和7年度の 産業廃棄物 ^{※1} 発生量 (実績値)	令和8年度（当該年度） 提出書類の区分	
		様式 3 実施状況報告	様式 2 処理計画
法定	1,000t以上	法定	法定
	1,000t未満	法定	自主
自主	1,000t以上	自主	法定
	1,000t未満	自主	自主
提出なし	1,000t以上	※2 提出不要	法定
	1,000t未満	※2 提出不要	自主

※1 特別管理産業廃棄物については、次のとおり読み替えてください。

- ・ 発生量（実績値）1,000 t → 50 t
- ・ 様式 2 → 様式 4
- ・ 様式 3 → 様式 5

※2 提出する場合は「自主」となりますが、基本提出は不要です。

【提出書類の区分の判別例】

令和6年度の産業廃棄物発生量が1,000t以上のため、「処理計画」を作成し令和7年度に提出。区分は「法定」
 「実施状況報告」を作成し令和8年度に提出。区分は「法定」

	産業廃棄物 発生量(実績値)	様式 ² 処理計画	様式 ³ 実施状況報告
令和6年度	1,200t		
令和7年度	500t	法定	
令和8年度	—	自主	法定
令和9年度	—		自主

当該年度
提出書類

令和7年度の産業廃棄物発生量が1,000t未満のため、法定多量排出事業者とはなりません。廃棄物自主管理事業に参加。
 「処理計画」を作成し令和8年度に提出。区分は「自主」
 「実施状況報告」を作成し令和9年度に提出。区分は「自主」

<参考：産業廃棄物発生量（実績値）別の「提出書類の区分」>

建設業については、発生場所ごと*に廃棄物の発生量を集計する必要があります。
 (P. 7 参照)

○産業廃棄物発生量（実績値）

発生場所 発生(実績)年度	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	神奈川県
令和6年度	1,200t	1,000t	800t	500t	500t
令和7年度	500t	1,000t	500t	500t	1,200t

※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、それ以外の市町村については神奈川県

○令和8年度「提出書類の区分」

発生場所 提出様式	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	神奈川県
様式 ² 処理計画	自主	法定	自主	自主	法定
様式 ³ 実施状況報告	法定	法定	自主	自主	自主

5 注意事項

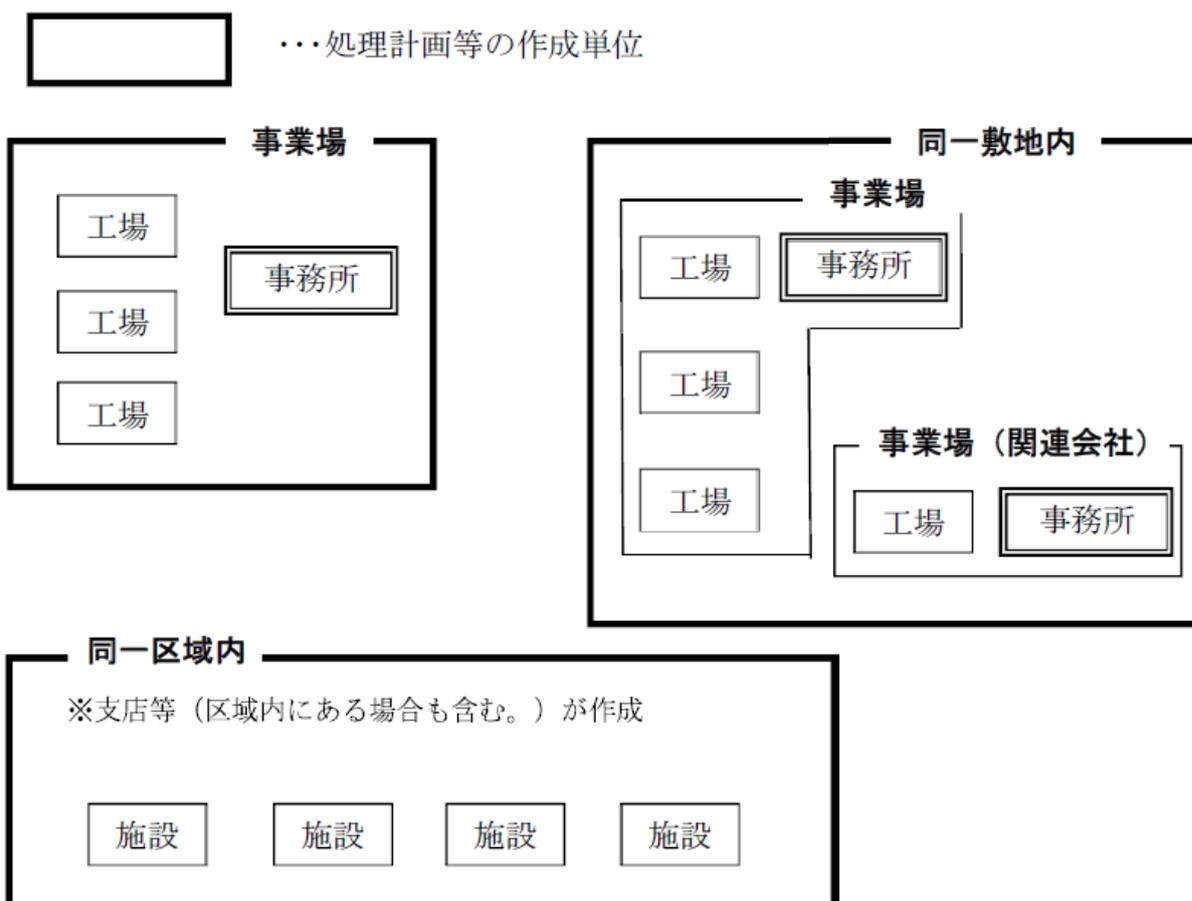
(1) 事業場の考え方と作成単位

【製造業の場合】

事業場ごとに処理計画及び実施状況報告（以下「処理計画等」といいます。）を作成することを基本とします。法定多量排出事業者に該当するかどうかは事業場ごとに判断します。

なお、同一敷地内に関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、処理計画等の中に関連会社から生ずる産業廃棄物の処理を含めることができます（あらかじめ所管の行政機関にご相談ください）。

また、事業者が行政区域内に無人施設等の複数の関連施設を設置している場合であって、それらの施設から生じる産業廃棄物を一体的に管理している場合には、それらの施設を含めて法定多量排出事業者に該当するかどうかを判断します。この場合には、処理計画等の作成はそれらの行政区域内の施設を管轄している支店等が行うこととします。



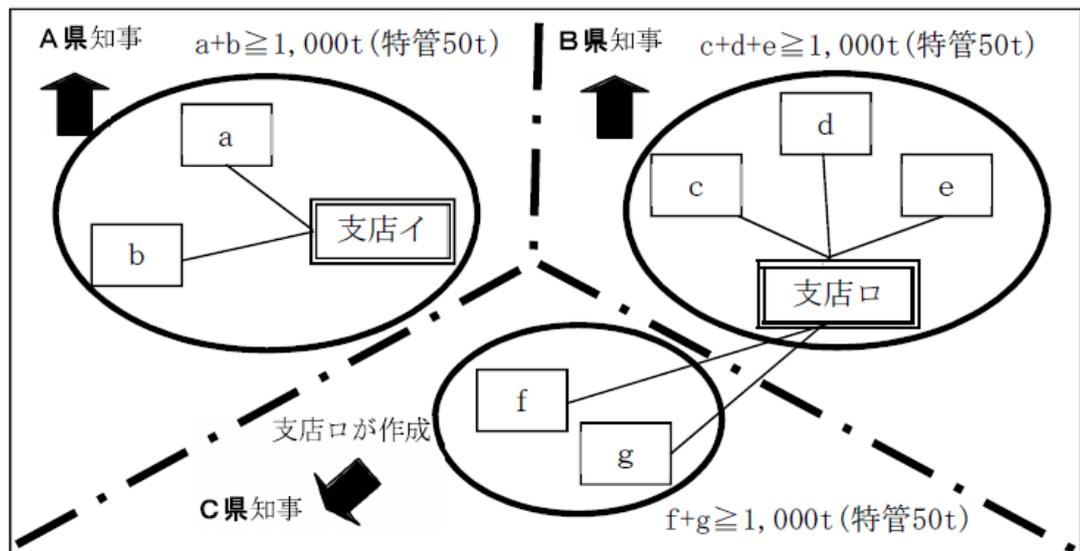
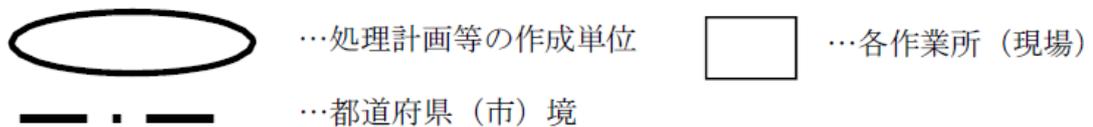
【建設業の場合】

建設業では、作業所（現場）を総括的に管理している本店・支店等が、その管理する行政区域単位ごとに発生量を合計して処理計画等を作成し、それぞれの行政機関に提出してください。

法定多量排出事業者にあたるかどうかの判断は、行政区域内の各作業所（現場）の発生量を合計して判断してください。

建設工事（土木建設に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）をいう。）における排出事業者には、元請業者が該当します。

<事業場とこれを管理する支店等が異なる都道府県（市）に位置する場合>



(2) 当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い

処理計画等は、その年度に現に事業場を設置している事業者が作成することとされていますので、前年度に産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の発生量が一定の基準以上であった事業場であっても、当該年度にその事業場が撤去されて存在しないような場合には、前年度の発生量に関わらず、当該事業場に係る処理計画等の作成義務は生じないものとみなされます。

一方、県又は政令市の各行政区域内に複数の施設（作業現場）等があり、本店・支店が各行政区域ごとにまとめて処理計画等を作成する場合には、それらの施設（作業現場）等の一部が当該年度に撤去されて存在しない場合にあつては、それらは当該年度の処理計画等には含みませんが、多量排出事業者の判断に用いる前年度の発生量については含むこととなります。よって、処理計画に記載する目標値を算出する際は撤去された施設（作業現場）等からの発生量を考慮する必要はありませんが、実績値を算出する際は撤去された施設（作業現場）等からの発生量を含めてください。

(3) 提出書類の公表について

法定多量排出事業者から提出された処理計画及び実施状況報告については、廃棄物処理法第12条第11項（第12条の2第12項）に基づき、所管の行政機関（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）がインターネットにより公表します。

廃棄物自主管理事業の様式では、**2**、**3**、**4**、**5**が公表の対象となります。

提出されたファイル（又は書類）の内容をそのままインターネットにより公表しますので、個人情報等の記載（特に**2**・**4**の管理体制図）や社印・代表者印の押印はしないでください（廃棄物自主管理事業で提出する書類は全て、押印は不要です）。

なお、個人情報等の記載や押印がある場合でも、そのまま公表しますのでご注意ください。

6 提出期限

令和8年6月30日まで

※ 罰則について

平成23年4月1日から施行された改正法により、処理計画及び実施状況報告の提出・報告を行わなかった場合や虚偽の提出・報告を行った場合には、20万円以下の過料とする規定が設けられました。

7 提出先

事業場が所在する行政機関（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）に提出してください。

8 提出方法

次のいずれかにより電子ファイル（以下「Excel ファイル」といいます。）で提出していただくようお願いします。

なお、Excel ファイルによる提出が困難な場合は、書面による提出も可能です。

(1) 電子申請・届出システムによる提出

電子申請・届出システムにより提出することができます。以下のホームページから提出してください。

神奈川県	https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=9479	
横浜市	https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/515b8eee-0cfd-4f71-8ea1-9871439b716b/start	
川崎市	https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/01ae119b-6cb4-4d8b-aeef-56de95bf08b7/start	
相模原市	https://logoform.jp/form/oWjU/557204	
横須賀市	https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142018-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=31290	

(2) Excel ファイルを記録したCD又はDVDによる提出

郵送又は持参（所管行政機関の所在地は、裏表紙をご覧ください。）

※ 受理証明等について

CD又はDVDの提出で受理証明が必要な場合は、Excel ファイルで提出した様式の第1面を郵送又は持参していただければ收受印を押印いたします。

なお、郵送の場合は切手を貼った返送用封筒を同封してください。

9 令和8年度様式及び記載内容の説明

(1) 様式 1 廃棄物自主管理計画(状況)報告書(チェックシート・アンケート)について

本報告書の作成は、自主管理を推進するため、事業場の状況を明らかにしていく視点から、次の3点で構成されています。

① 事業場の基本的データに関する部分
 ② 廃棄物の自主管理状況について、自己評価していただく部分
 ③ 電子マニフェストの採用状況などに関するアンケートにお答えいただく部分

この様式で報告いただいたデータを県内全域で集計して、貴事業場のデータを比較できる「フィードバック個票」を作成し、提供しています。3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組の事項を参考としてください。

*【法定事項等の確認項目】表については、提出の必要はありませんが、廃棄物処理法や各リサイクル法等の遵守項目のチェックにお役立てください。

②の自己評価していただく内容

区分	項目等	取組内容
I 適正処理関連	1 管理体制等	文書規定の整備、組織の状況、取組の状況
	2 処理委託	業者選定、委託前確認、委託後確認
II 3R関連	1 事業場内3R	発生抑制、循環的利用
	2 製品3R	発生抑制、循環的利用
III その他関連		グリーン調達
		コミュニケーション
IV 建設廃棄物に関する自主管理状況		建設工事における建設混合廃棄物 建設汚泥の発生が見込まれる工事 建設リサイクル
V 令和7年度における不要物等発生量及び有償物量		
VI 令和7年度における産業廃棄物の最終処分の状況		
VII 全体的な自己評価		令和7年度の主な取組内容と全体的な自己評価の記載をお願いします。

※ 様式1の記載例と留意事項を神奈川県ホームページに掲載しております。
 掲載場所：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/f94/index.html>

(2) 様式 3(又は 5) 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理計画実施状況報告書について

本様式は、前年度(令和7年度)の廃棄物の種類ごとの排出量及び処理方法の内訳の実績数値を報告するものです。前年度に「処理計画」を提出した事業者の方は必ず作成し、成果の確認にお役立てください。

様式は、次の3種類に分かれています。

- ① 「第1面(様式3)」 ⇒ ③のフロー入力分の合計値を表示
- ② 「別紙一括表(様式3-1)」 ⇒ ③のフロー入力分を一括表示
- ③ 「別紙処理フロー(様式3-2)」 ⇒ 廃棄物の種類ごとに作成
作成手順としては、③ ⇒ ① ⇒ ②(確認)となります。

※ 様式3、5の記載例と留意事項を神奈川県ホームページに掲載しております。
掲載場所 (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/f94/index.html>)

自主管理事業における廃プラスチック類の処理状況の把握について

(対象：廃プラスチック類の排出者)

○ プラスチック資源循環法上の排出事業者の責務

プラスチック資源循環法では、排出事業者がプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を実施する際には、必要な事情に配慮した上で、可能な限り、①排出を抑制する、②適切に分別する、③再資源化を行うことができるものは再資源化を行う、④再資源化ができないものでも、熱回収を行うことができるものは、熱回収を行う、という優先順位に従うこととされています。

※排出事業者…事務所、工場、店舗等で事業を行う多くの事業者(小規模企業者等を除く)

○ 「排出事業者の判断基準命令」に基づく排出の抑制・再資源化等に係る目標設定、公表等

プラスチック多量排出事業者…前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が250トン以上である排出事業者

- ▶ 排出の抑制及び再資源化等に関する目標を定め、達成するための取組を計画的に行う
- ▶ 毎年度、前年度の排出量及び目標の達成状況に関する情報をインターネット等で公表するよう努める

排出事業者(プラスチック多量排出事業者を除く。)

- ▶ 毎年度、前年度の排出量と、排出の抑制及び再資源化等の状況に関する情報をインターネット等で公表するよう努める

○ 自主管理事業での報告

自主管理事業の中で、プラスチックの再資源化等の詳細の報告を求めることにより、各排出事業者はマテリアル・ケミカル・熱回収・その他の割合を自ら把握することとなり、再資源化及び熱回収等の現状を把握し、プラスチック資源循環法の要請に応えることとなります。

○ 様式の改正

令和7年度から、様式3(産業廃棄物処理計画実施状況報告書)を改正し、廃プラスチック類の再生利用の項目をマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、燃料化、その他に区分します。

「産業廃棄物処理計画実施報告書」（様式3）

の様式が変わりました

— 廃プラスチック類の処理フローの変更 —

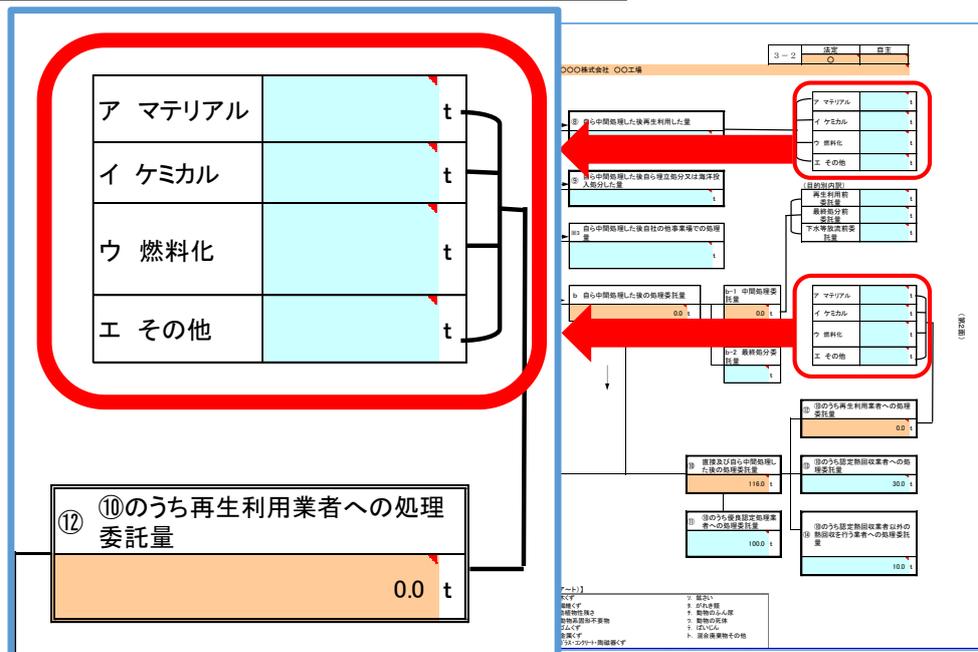
自主管理事業における廃プラスチック類の処理状況（再資源化等）の現状を把握するため、令和7年度提出より（様式3）別紙処理フローの「⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量」、「⑫ ⑩のうち再生利用者への処理委託量」は、次の4つへ振り分け記載してください。

【例】

ア マテリアル	①プラ原料化 ②プラ製品化
イ ケミカル	①原料・モノマー化 ②高炉還元剤 ③コークス炉化学原料化 ④ガス化・油化（RPF ガス化含む）（化学原料としての利用）
ウ 燃料化	①固形燃料化（RPF 化など） ②セメント原・燃料化（セメント精製過程における燃料使用のみ） ③ガス化・油化（燃料としての再生）
エ その他	焼却して、焼却灰を路盤材等に再利用する場合等に入力してください。

【参考】以下は、（様式3）「産業廃棄物処理計画実施状況報告書（前年度実績）」の「廃プラスチック類」別紙処理フローを抜粋したものです。

※別紙処理フローの変更は「廃プラスチック類」のみとなります。



(3) 様式 2(又は 4) 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理計画書について

本様式は、廃棄物の種類ごとの排出量及び処理方法の内訳について、提出年度の目標数値や取組目標を策定するものです。

様式は、次の3種類に分かれています。

- ① 「第1面～第6面(様式 2)」 ⇒ 現状及び計画について文章で記入
 - ② 「別紙一括表(様式 2-1)」 ⇒ ③のフロー入力分を一括表示
 - ③ 「別紙処理フロー(様式 2-2)」 ⇒ 廃棄物の種類ごとに作成
- 作成手順としては、③ ⇒ ① ⇒ ②(確認)となります。

※ 様式2、4の記載例と留意事項を神奈川県ホームページに掲載しております。

掲載場所：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/f94/index.html>

10 よくある誤り

① 「区分」の不整合

様式 3 (5) の「区分」が前年度提出様式 2 (4) と異なる場合は、誤りです。

正しくは、次のとおりです。

様式 3 : 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (第1面)

様式第二号の九(第八条の四の六関係)		該当する欄に○印を記入してください。	
(第1面)		3	法定 自主
			<input checked="" type="radio"/> <input type="radio"/>
産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
令和〇年〇月〇〇日			
神奈川県知事 殿			
令和8年度提出 様式3 (第1面)		提出者	住所 東京都千代田区〇〇町〇-〇

令和8年度提出の実施状況報告(様式 3 (5))の区分は、
令和7年度提出の処理計画(様式 2 (4))と同じ区分になります。

様式 2 : 産業廃棄物処理計画書 (第1面)

様式第二号の八(第八条の四の五関係)			
(第1面)		2	法定 自主
			<input checked="" type="radio"/> <input type="radio"/>
産業廃棄物処理計画書			
令和〇年6月〇〇日			
神奈川県知事 殿			
令和7年度提出 様式2 (第1面)		提出者	住所 東京都千代田区〇〇町〇-〇

【誤りの例】

- 令和7年度提出の処理計画(様式 2 (4))の区分が『自主』であったが、令和7年度の排出量(実績)が1,000トン以上であったため、令和8年度提出の実施状況報告(様式 3 (5))の区分は『法定』にした。 ⇒ 『自主』が正しい。
- 令和6年度の排出量(実績)が1,000トン未満であったため、令和7年度の処理計画(様式 2 (4))を提出しなかったが、令和7年度の排出量(実績)が1,000トン以上であったため、令和8年度提出の実施状況報告(様式 3 (5))の区分は『法定』にした。 ⇒ 『自主』が正しい。

③ 実績数値の不整合

様式 2-2 (4-2) と様式 3-2 (5-2) の実績値が異なる場合は、誤りです。

正しくは、次のとおりです。

様式 2 : 産業廃棄物処理計画書
(様式 2-2 「別紙処理フロー」)

様式 3 : 産業廃棄物処理計画実施状況報告書
(様式 3-2 「別紙処理フロー」)

産業廃棄物処理計画書

別紙処理フロー

令和〇年度発生する産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

フローに記載した産業廃棄物の種類	工. 廃酸
------------------	-------

※ 本用紙は廃棄物の種類ごとに1枚の記載となります。異なる廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。

(単位:t/年)

令和8年度提出
様式2 (別紙処理フロー)

注) 右上のフローには、令和〇年度の目標量を記載してください。下の表には、令和〇年度実績を記載してください。なお、様式3を合わせて提出する場合には、先に様式3を入力し、データ反映・印刷ツールを使用するとこちらに数値が反映されます。

項目	令和〇年度実績
① 排出量	368.0 t
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩ 全処理委託量	368.0 t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	278.0 t
⑫ 再生利用業者への処理委託量	368.0 t
⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

A 自己処理
B 直接委託処理

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

別紙処理フロー

令和〇年度に発生した産業廃棄物ごとの量と処理計画の実施結果

フローに記載した産業廃棄物の種類	工. 廃酸
------------------	-------

※ 本用紙は廃棄物の種類ごとに1枚の記載となります。異なる廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。

(単位:t/年)

令和8年度提出
様式3 (別紙処理フロー)

注) 右上のフローには、令和〇年度の実績値を記載してください。下表の中央列には、令和〇年度目標値を記載してください。下表の右列は、右上フローに記載された令和〇年度実績値が自動的に計算されます。

項目	令和〇年度目標値	令和〇年度実績値
① 排出量	437.0 t	368.0 t
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0.0 t	0.0 t
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.0 t	0.0 t
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.0 t	0.0 t
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t	0.0 t
⑩ 全処理委託量	437.0 t	368.0 t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	245.0 t	278.0 t
⑫ 再生利用業者への処理委託量	437.0 t	368.0 t
⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t

A 自己処理
B 直接委託処理

整合

- いずれも令和7年度実績値であり、それぞれの項目について同じ数値が入ります。
- 様式 3-2 (5-2) から様式 2-2 (4-2) への反映については、神奈川県ホームページに掲載する本手引きの冊子版を参照してください。

④ 処理委託量の不整合

「別紙処理フロー」(様式 2-2、4-2、3-2、5-2) の⑩「直接及び自ら中間処理後の処理委託量」より、(⑫+⑬+⑭) の合計値が上回る場合は、誤りです。

※上記⑫~⑭は、「別紙処理フロー」の項目です。

⑫…「⑩のうち再生利用業者への処理委託量」

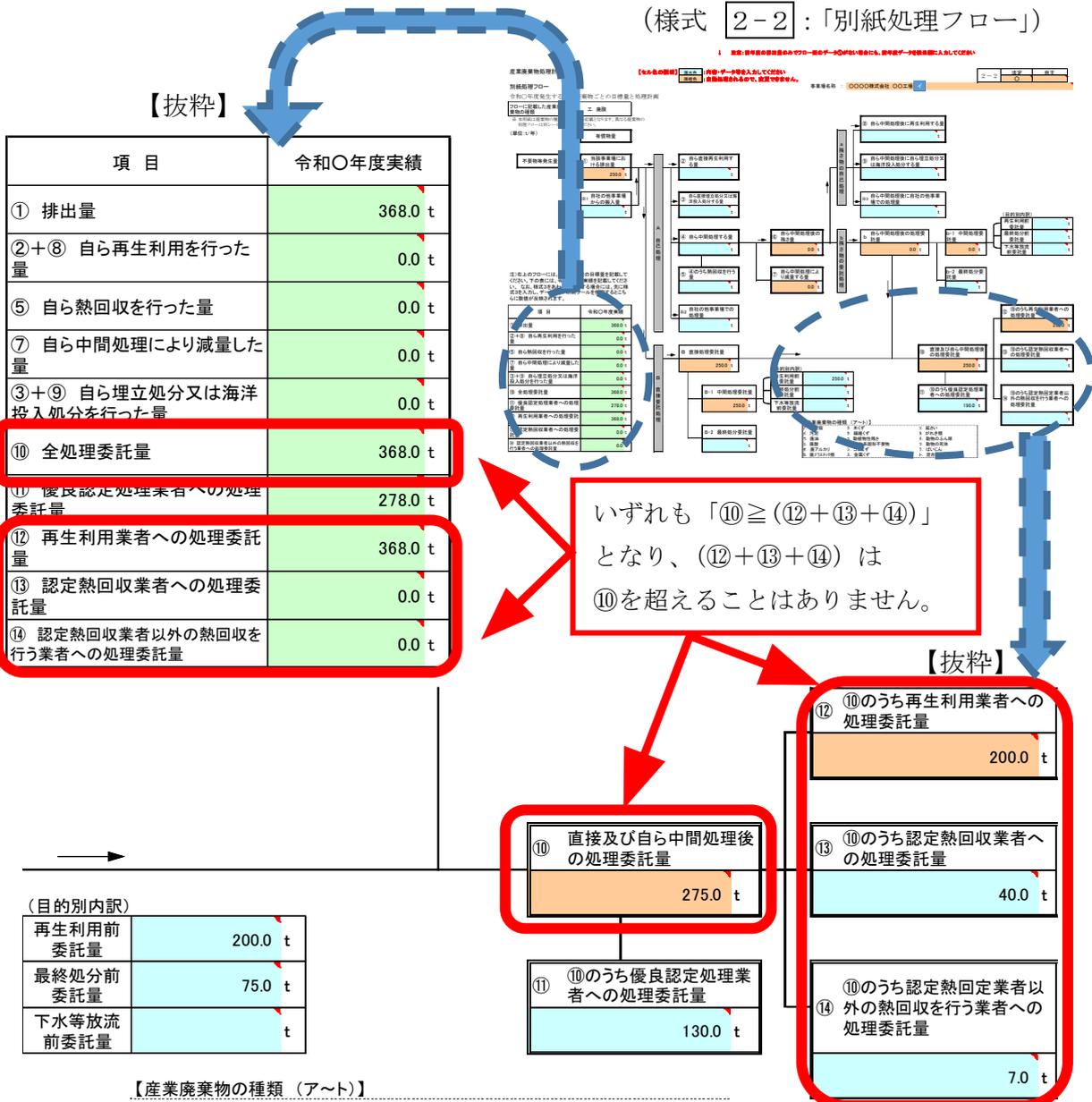
⑬…「⑩のうち認定熱回収業者への処理委託量」

⑭…「⑩のうち認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量」

正しくは、次のとおりです。

様式 2: 産業廃棄物処理計画書

(様式 2-2: 「別紙処理フロー」)



いずれも「 $10 \geq (12 + 13 + 14)$ 」となり、(⑫+⑬+⑭)は⑩を超えることはありません。

- ⑩の処理委託量のうち、⑫・⑬・⑭に当てはまる場合⑫・⑬・⑭へ記載します。そのため、(⑫+⑬+⑭)は、⑩を超えることはありません。
- 委託した産業廃棄物が焼却後に路盤材として再生された場合、その焼却が発電焼却等であっても熱回収(⑬、⑭)には含めず、すべて⑫となるため(目的別内訳)再生利用前委託量に含めてください。

⑤ 「一連の処理の工程」の不整合

- I. 様式 2 (4) 第1面「④一連の処理の工程」の種類数と第2面「産業廃棄物の種類数」が異なる場合は、誤りです。
- II. 様式 2 (4) 第1面「④一連の処理の工程」と様式 3 (5) における「排出量実績の内訳」内容が異なる場合は、誤りです。

正しくは、次のとおりです。

様式 2 : 産業廃棄物処理計画書 (第1面)

様式第二号の八(第八条の四の五関係) (第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和〇年6月〇〇日

神奈川県知事 殿

提出者 〇〇〇株式会社

住所 東京都千代田区〇〇町〇-〇

代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

事業場の名称 〇〇〇〇株式会社 〇〇工場

自主管理事業登録番号 〇〇〇〇

事業場の所在地 〇〇市〇〇町〇-〇

TEL(連絡先): 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

計画期間 令和〇年4月1日~令和〇年3月31日(1年間)

当該事業場に関する事項

① 事業の種類	E16—化学工業 (具体的には) 162 無機化学工業製品製造業
② 事業の規模	製造業 製造品出荷額 5,500 百万円
	建設業 エリア内元請完成工事高 百万円
	医療機関 病床数 床
	その他の業種 売上高 百万円

③ 従業員数 250名

④ 産業廃棄物の一連の処理の工程

- 燃え殻⇒コンクリート固形化⇒埋立
- 汚泥⇒焼却⇒埋立
- 廃油⇒油水分離⇒助燃剤
- 廃酸⇒焼却⇒埋立
- 廃プラスチック類⇒破砕・圧縮⇒再資源化
- 金属くず⇒破砕⇒再資源化
- ガラス・コンクリート・陶磁器くず⇒破砕⇒再資源化
- ばいじん⇒薬注入固形化⇒再資源化

※ 産業廃棄物の種類ごとに記入

I. 様式 2 : 産業廃棄物処理計画書 (第2面)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

代表取締役
|— 環境マネジメントチーム事務局
産業廃棄物処理統括責任者(工場長)

産業廃棄物処理責任者(統括)環境
人事総務部長(ブロック長)

産業廃棄物管理責任者
各部門

令和8年度提出
様式2 (第2面)

産業廃棄物の種類数	8 種類	※ 種類ごとの前年度排出量は、別紙のとおり。
① 排出量	32,368.4 t	

① 現状

- ・溶媒類のリサイクル利用、原材料や資材の効率的な利用に取り組み、廃棄物の発生抑制を図っている。
- ・産業廃棄物の発生抑制に関する教育、研修のより「環境マネジメントの目的・目標の周知」を実施した。
- ・不要となったオフィス備品や文房具の展示スペースを設け、中古品の再利用を促進している。
- ・外部の環境情報を逐次確認し、情報収集を行っている。
- ・環境報告書を作成し、地域コミュニケーション会を介して情報公開している。

【令和7年度目標】

産業廃棄物の種類数 8 種類

① 排出量 29,369.9 t

※ 種類ごとの本年度排出目標量は、別紙のとおり。

② 計画

- ・削減目標を設定し、削減の効率的な実施に向け、削減により環境負荷の低減を図る。
- ・削減目標を設定し、削減の効率的な実施に向け、削減により環境負荷の低減を図る。
- ・削減目標を設定し、削減の効率的な実施に向け、削減により環境負荷の低減を図る。

※ 削減目標を設定し、削減の効率的な実施に向け、削減により環境負荷の低減を図る。

「別紙処理フロー」へ「8種類」の計画を入力

II. 様式 3 : 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (別紙一括表)

令和8年度提出
様式3 (別紙一括表)

【誤りの例】

- 「一連の処理の工程」には6種類の産業廃棄物の処理の工程を記載したが、「別紙処理フロー」は8種類の計画を予定している。⇒ 様式 2 (4) 「別紙処理フロー」が8種類であれば、(第1面)「一連の処理の工程」も8種類の産業廃棄物の処理工程を記載してください。
- 「一連の処理の工程」では全量を再生利用と記載したが、「排出量実績の内訳」では全量が最終処分委託であるような著しい相違がある場合。

その他、よくある質問を神奈川県ホームページに掲載しております。
掲載場所 : (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/f94/index.html>)

所 管 の 行 政 機 関

令和 8 年 4 月 現 在

事業場の所在地		行政機関名及び連絡先
神奈川県	地域県政総合センター所管区域の全域	神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1（県庁新庁舎4F） TEL 045-210-1111（代） FAX 045-210-8847
	鎌倉市・逗子市 三浦市・葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター環境部 〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19（県横須賀合同庁舎） TEL 046-823-0210（代） FAX 046-824-2459
	厚木市・大和市 海老名市・座間市 綾瀬市・愛川町 清川村	県央地域県政総合センター環境部 〒243-0004 厚木市水引2-3-1（県厚木合同庁舎） TEL 046-224-1111（代） FAX 046-225-5218
	平塚市・藤沢市 茅ヶ崎市・秦野市 伊勢原市・寒川町 大磯町・二宮町	湘南地域県政総合センター環境部 〒254-0054 平塚市中里50-1（元県立平塚商業高校） TEL 0463-45-3150（代） FAX 0463-45-3285
	小田原市・箱根町 真鶴町・湯河原町 南足柄市・中井町 大井町・松田町 山北町・開成町	県西地域県政総合センター環境部 〒250-0042 小田原市荻窪350-1（県小田原合同庁舎） TEL 0465-32-8000（代） FAX 0465-32-8111
横浜市	横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10（横浜市役所23F） TEL 045-671-2513 FAX 045-663-0125	
川崎市	川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1（川崎市役所本庁舎20F） TEL 044-200-2581 FAX 044-200-3923	
相模原市	相模原市環境経済局環境部廃棄物指導課 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15（相模原市役所本館6F） TEL 042-769-8358 FAX 042-769-4445	
横須賀市	横須賀市資源循環部廃棄物対策課 〒238-8550 横須賀市小川町11（横須賀市役所分館5F） TEL 046-822-8523 FAX 046-823-0865	